

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	スクール・サポート・スタッフ
採用予定人数	1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、教材作成の補助、各種調査やアンケート等の集計、ホームページの更新等、教員の事務業務を補助する。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあつては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1 日当たり 4 時間、1 週当たり 4 日間、年間 52 週とする。なお、勤務時間の割振りは、相談の上、校長が決定する。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 1 号給から同表 1 級 9 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 76,222 円とする。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3 月未満の場合、30/100 とする。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクール・サポート・スタッフとしてふさわしくない行為があつたとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

応募書類を送付いたしますので、住所・氏名・年齢・電話番号を入力の上、下記メールアドレスまでご連絡ください。募集期間は令和 7 年 3 月 21 日～3 月 24 日です。なお、応募多数の場合、その時点で募集を締め切らせていただく場合がありますのでご了承ください。

メールアドレス：ido-takah@school.esnet.ed.jp 愛媛県立今治北高等学校 井門